

令和6年小田原市議会5月臨時会議案

(報告第5号～報告第10号)

令和6年5月28日提出

目 次

報告第 5 号	専決処分の報告について……………	1
報告第 6 号	専決処分の報告について……………	3
報告第 7 号	専決処分の報告について……………	4
報告第 8 号	専決処分の報告について……………	5
報告第 9 号	専決処分の報告について……………	6
報告第 10号	専決処分の報告について……………	7

報告第 5 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 5 月 28 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分する。

小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例（平成24年小田原市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第8条第23項第1号に規定するもの」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月29日

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

介護保険法及び介護保険法施行規則の一部改正に伴い、これらの法令による用語を引用する規定の整理を行うに当たり、専決処分するものであります。

報告第 6 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 5 月 28 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和 6 年 5 月 7 日
- 2 損害賠償額 97,900 円
- 3 相手方 市内在住者
- 4 事故の概要 令和 5 年 12 月 15 日午後 10 時 30 分頃、市内堀之内の相手方住宅の敷地内において、防犯灯支柱が強風により倒壊し、瓦屋根及び軒の一部並びに植木鉢を破損させた。

報告第 7 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 5 月 28 日提出

小田原市長 加藤 憲一

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和 6 年 3 月 13 日
- 2 損害賠償額 527,912 円
- 3 相手方 市内在住者
- 4 事故の概要 令和 5 年 12 月 20 日午後 9 時 30 分頃、相手方車両が市内田島 1973 番 4 付近の広域農道小田原中井線を走行していたところ、道路上に張り出していた枝に接触し、車両左側面の一部を破損した。

報告第 8 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 5 月 28 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和 6 年 5 月 9 日
- 2 損害賠償額 11,907 円
- 3 相手方 市内在住者
- 4 事故の概要 令和 6 年 3 月 31 日午前 11 時頃、相手方車両が市内栢山 3287 番付近の市道 0046 を走行していたところ、路面の穴状の損傷箇所に落輪し、左前輪のホイール及びタイヤを破損した。

報告第 9 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 5 月 28 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和 6 年 2 月 15 日
- 2 損害賠償額 152,900円
- 3 相手方 小田原市荻窪350番地の1
神奈川県小田原警察署
署長 正野 正樹
- 4 事故の概要 令和5年12月13日午後2時頃、市内上曾我1903番付近において、道水路整備課職員の運転する公用車が認定外道路を後退して県道72号（松田国府津）に出ようとしたところ、車両の左側ドア部分が歩行者信号の押ボタン用ボックスに接触し、これを破損させた。

報告第10号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年5月28日提出

小田原市長 加藤 憲一

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和6年2月21日
- 2 損害賠償額 163,383円
- 3 相手方 埼玉県蓮田市駒崎267番地の1
山田運送株式会社 関東支店
支店長 信開 堅次
- 4 事故の概要 令和6年1月5日午後10時26分頃、足柄消防署警防第1課職員の運転する消防車が、火災出動のため大井町山田2079番付近の東名高速道路の下り線を走行していたところ、車両後部に積載していた消防用ホースの媒介金具が落下し、後方を走行していた相手方車両に当たり、フロントグリル等を破損させた。

